

医師を対象とした病児保育支援体制構築事業 Q A

【体制構築に関すること】

Q 1 院内コーディネーターは必置か。

A 1 設置いただくようお願いしたい。

今後構築を進めていく中で、どのように設置していくか、相談しながら決めていく。

Q 2 県立病院は対象になるか。

A 2 補助の対象にはならないが、体制構築のお手伝いは行う。

※ 県立病院：中央病院，こころの医療センター，こども病院，医療大学附属病院

Q 3 保育をシッター会社に依頼した場合において、万一、シッター会社の不注意による事故が発生した際、シッター会社は責任をとってもらえるか。

A 3 シッター会社は、賠償保険に加入しているので、保険の範囲内で補償する。

Q 4 シッター会社は、病名が明確でないと子どもを預からないのではないか。

A 4 事例では、医師の勤務先で、手配したシッターに子どもを預ける流れで説明しているが、シッター会社やファミリーサポートセンターは、病名が分からないと預からないこともある。具体的な各病院内の運用を決定していく中で、病院とシッター会社等の間で調整していく。

Q 5 何歳までの子どもを預けることができるか。

A 5 生後 57 日目から 12 歳（小学 6 年生）までの児童とする。

各病院内の運用を決定していく中で、病院とシッター会社等の間で調整していく。

【補助金に関すること】

Q 1 そもそも補助は、どのような場合に対象となるか。

A 1 新たに病児保育支援体制を構築することを前提とする。既に支援体制を構築している場合は、補助の対象にはならない。

新たに構築する場合、ハード事業及びソフト事業を補助の対象とする。

また、ソフト部分のシッター利用料の補助の対象は、利用する医師が勤務を空けられず、かつ、子どもが疾病にかかっており、小児科の医師が必要と認めた期間とする。

各病院は、医師に対する補助要項を制定していただく必要があり、それに基づき医師が利用したシッターの保育料への補助を行う。

※ 医師が必要と認めた期間は、後日、病院から県に提出する「実績報告書」に、「病児保育連絡票 兼 保育日誌」を添付いただくので、県はその文書で確認をする。

Q 2 病児であることはどのようにして確認をするか。

A 2 医師が子どもを預ける際、各病院に「病児保育連絡票 兼 保育日誌」を作成いただく。その様式の中の「医師の所見」欄に、入院の必要はないことや、病名、治療に必要な期間を記載することになるので、県は、その内容を見て確認する。

病院が県に実績報告を提出いただく際は、「病児保育連絡票 兼 保育日誌」を提出いただく。

Q 3 施設整備費と病児保育料は2つセットで補助を申請するべきか。

A 3 病児保育支援体制の仕組みづくりは必ず構築することとし、必要に応じて、施設整備費や病児保育料の補助を申請いただきたい。

- ・ 病院内で、病児保育スペースが既に整備されているため、新たに整備する必要がない場合は、ソフト事業のみの申請でもよい。
- ・ 今は病院内に病児保育支援対象の医師はいないが、今後、対象の医師が来ることを想定して、施設整備のみ取り組みたい場合は、ハードのみ補助金を活用することが可能。

Q 4 勤務中に保育園等から子どもの体調不良の連絡があってお迎えをシッターに依頼する場合は、補助の対象になるか。

A 4 利用する医師が勤務を空けられない場合で、かつ病児であれば認められる。

Q 5 他の補助金との併用は可能か。

A 5 補助対象の経費が重複する場合は、併用不可。

例：子ども未来課の「病児保育施設整備費」と医療人材課の「医師向け病児保育支援構築事業」の施設整備費。いずれかの補助金を活用する。

補助対象の経費が重複しない場合は、併用可能。

例：医療人材課の「病院内保育所運営費補助」の保育士の人件費と「医師向け病児保育支援体制構築事業補助金」のシッター代。

補助の対象が明確に区分され、補助対象として認められるものであればよい。

※ 補助金の県の担当課間で、補助内容が重複していないか確認する必要がある。

Q 6 院内コーディネーターの人件費はどのように算出するか。

A 6 コーディネーター業務に従事した時間に対する給与（時間給）を、補助の対象とする。

Q 7 施設整備は初年度のみ補助だが、ソフト補助は何年間受けられるか。

A 7 概ね3年程度とする。

（運用を開始してから3年を経過した日が属する年度の3月31日まで）